

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部
を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

古川隆三郎

長崎県後期高齢者医療広域連合長

長崎県後期高齢者医療広域連合規則第5号

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則の
一部を改正する規則

長崎県後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する規則
(平成18年長崎県後期高齢者医療広域連合規則第3号)の一部を次の
ように改正する。

第18条の2中「、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続
した」を削る。

第18条の3中「介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、
又は、終業の時刻まで連続した2時間(」を削り、「規定による」の次
に「同条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する」を加え、「日につい
ては、当該」を「日の介護時間については、1日につき」に、「時間)」
を「時間」に改める。

第24条の次に次の1条を加える。

(3歳に満たない子を養育する職員への措置を行う期間)

第 2 4 条 の 2 条 例 第 1 9 条 の 2 第 2 項 の 規 則 で 定 め る 期 間 は、 対 象
の 子 が 1 歳 1 1 か 月 に 達 す る 日 の 翌 々 日 か ら 2 歳 1 1 か 月 に 達 す る
日 の 翌 日 ま で の 1 年 間 と す る。

附 則

こ の 規 則 は、 令 和 7 年 1 0 月 1 日 か ら 施 行 す る。